

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十号

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会事務局	部長 次長 課長 教育指導監
老人福祉センター	所長
中央地域健康センター	所長
小学校	校長 教頭 事務長
中学校	校長 教頭 事務長
公民館	館長
図書館	館長

を

教育委員会事務局	部長 次長 課長 教育指導監
熊野団地防災センター	センター長
老人福祉センター	所長
中央地域健康センター	所長
くまの・こども夢プラザ	館長
小学校	校長 教頭 事務長
中学校	校長 教頭 事務長
公民館	館長
図書館	館長
くまの・みらい交流館	館長

に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。